

補助対象

経済対策閣議決定日(令和6年11月22日)以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限り(交付申請までに事業者登録が必要)。

住宅の新築(注文住宅・分譲住宅・賃貸住宅)

対象世帯	対象住宅	補助額	
すべての世帯	GX志向型住宅	160万円/戸	
子育て世帯等	長期優良住宅	建替前住宅等の除却を行う場合	100万円/戸
		上記以外の場合	80万円/戸
	ZEH水準住宅	建替前住宅等の除却を行う場合	60万円/戸
		上記以外の場合	40万円/戸

GX志向型住宅の要件

- 下記の①、②及び③にすべて適合するもの
- ①断熱等性能等級「6以上」
 - ②再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量の削減率「35%以上」
 - ③再生可能エネルギーを含む一次エネルギー消費量の削減率「100%以上」

既存住宅※1のリフォーム※2

メニュー	補助要件	補助額※3
Sタイプ	必須工事3種の全てを実施	上限:60万円/戸
Aタイプ	必須工事3種のうち、いずれか2種を実施	上限:40万円/戸

補助対象工事

必須工事※4	①開口部の断熱改修、②躯体の断熱改修、③エコ住宅設備の設置
付帯工事※5	子育て対応改修、バリアフリー改修等

- ※1:賃貸住宅や、買取再販事業者が扱う住宅も対象に含まれる。
※2:「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」(環境省)、「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」(経済産業省)及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」(経済産業省)【以下「連携事業」という。】とのワンストップ対応を実施し、併せて実施することが可能。
※3:補助額はリフォーム工事の内容に応じて定める額を合算した額。
※4:①、②については、ZEH水準に相当する省エネ性能以上の改修工事に限る。
※5:補助対象となるのは「必須工事」を行う場合に限り。なお、この場合、連携事業のうち、環境省事業は必須工事①、経済産業省事業は必須工事③として扱う。

分譲住宅・賃貸住宅の新築に関する特別

【分譲住宅における事前登録の方法】

- 住宅購入者が決定していない時点においても、あらかじめ、補助要件に適合する住宅の戸数を登録することで、交付申請を行うことが可能。
- 登録は、①各事業者における1か月あたりの登録戸数の上限、②各住棟における対象住宅戸数に応じた登録戸数の上限(共同住宅の場合)の範囲内で行う。
- 登録戸数を超える住宅購入者が決定した場合は、追加の交付申請を行うことも可能(共同住宅の場合)。

【賃貸住宅を対象とした追加ルール(長期優良住宅又はZEH水準住宅に限る)】

- 申請ができる戸数の上限は、該当する戸数の50%とする。
- 新築時最初の入居募集(3か月間)は、対象を子育て世帯等に限定する。
(当該期間中に入居者を確保できなかった場合は、子育て世帯等以外の世帯を入居させることも可能)
- 「子育て世帯等」向けに、補助金額を勘案した合理的な優遇家賃を設定する。